

「搭乗型移動支援ロボットに係る特例措置（保安基準等第 67 条関係）」

● 背景・経緯

- セグウェイなどの「搭乗型移動支援ロボット」については、高齢化社会の進展への対応や地球温暖化対策の推進等に資することなどから、日常生活での近距離の移動手段として開発・普及への期待が高まっている。しかし、従来の制度においては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく自動車又は原動機付自転車の保安基準が適用され、これを満たさなければ、公道で運行の用に供することが出来なかった。
- このため、つくば市等では、平成 23 年 6 月より、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）の特区制度を活用し、一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについては、必要となる安全措置を講じた上で、道路運送車両の保安基準などの特例を設けることにより、公道実証実験事業を実施している。
- つくば市等における 3 年間の事業の結果、本特例措置の実施による弊害は認められなかったことから、平成 27 年 3 月 26 日、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、つくば市等における搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に関する特例措置を全国へ展開すべきとの評価意見案が報告された。
- これを踏まえ、今般、つくば市等において行われている搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業を、同様の内容・要件にて全国展開が可能となるよう、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法施行規則等について所要の改正等を実施した。

● 改正概要

現在、構造改革特別区域法に基づき実現されている規制の特例措置について、全国規模で、これと同様の要件・内容の特例措置を講ずる。

- (1) 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の一部改正

- 第 67 条（基準の緩和）

- (2) 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部改正

- 第 54 条（制限の表示）

- (3) 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件（平成 13 年国土交通省告示第 1664 号）の一部改正

- 人の歩行を支援することを目的として製作された自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、構造上の要件を満足するもの（以下「歩道等移動専用車」という。）について、特殊な構造を有する自動車として指定する。

- (4) 道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）の一部改正

- (5) 道路運送車両の保安基準第六十七条の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の制定

- (6)道路運送車両法施行規則第五十四条に規定する国土交通大臣の指定するものを指定する件の制定
- (7)「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について」(依命通達)(平成9年3月 28 日付け国自技第 35 号)の一部改正
- (8)「歩道等移動専用車等の基準緩和認定要領について」の発出
歩道等移動専用車及び原動機付自転車の基準緩和についての取扱いを規定

● 改正時期

平成 27 年 7 月 10 日(予定)